

飯網町議会議長 様

飯網町長 峯 村 勝 盛

令和 5 年 10 月 4 日付 5 飯議第 18 号で要望のありました件について、下記のとおり回答します。

記

1 重要項目

(1) 人口減少、少子高齢化時代にふさわしい住民自治を発展させるため「飯網町自治基本条例」を制定すること。

【回答】（総務課）

●現状・課題

自治基本条例は、町が目指すまちづくりの理念や、町民、議会、行政の責務や役割など、住民参画の仕組みや町政運営の基本的なルールを定めるものですが、この条例について「なぜ必要なのか、これが出来れば何が変わるのか」という住民理解が深まっていない現状です。令和 5 年 4 月 1 日現在で住民自治基本条例を制定している自治体は、全国で 405 自治体と全体の 2 割程度を占めています。平成 13 年に北海道ニセコ町で初めて制定され、平成 22 年の 40 自治体の制定がピークで、それ以降は減少し、令和 2 年から令和 4 年の本条例の制定は年 1～2 自治体という状況です。

●今後の方向性

人口減少、少子高齢化が進んでも住民が暮らしやすく、幸せを実感できるような、まちづくりを多くの住民が強く望んでいると町は考えております。また、そういったまちづくりを進めるために、住民の声をしっかりと受けとめ、住民と共に考え、行動していくことが重要になります。また、人口減少に対応できるような地域の仕組みづくりを具体的に進めていく時期に来ています。

住民自治は町づくりの根幹であることは間違いありませんが、自治基本条例の制定は、行政の押し付けでなく、住民と行政が共に深く理解し、自然と条例制定の機運が高まっていくものだと考えています。今後も引き続き、住民と共に考えてまいります。

(2) 国の「子ども基本法」の制定及び関連する条例に沿い、子育て、教育に関する町の理念と基本政策を確立するため「子ども条例」を制定すること。

【回答】（教育委員会）

●現状・課題

子ども基本法は、すべての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現

するため、令和5年4月1日に施行されました。こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、制定されたものです。

町でも、こども基本法の内容にそって、こどもや若者に関する取組を行っていくものであり、町の総合計画を基本に教育大綱や子ども・子育て支援事業計画等で、教育理念や基本方針を示し教育行政を進めています。

●今後の方向性

こども基本法により、我々地方公共団体に対しては、基本理念にのっとり、こども施策を策定・実施する責務が課されています。条例制定については、子育て支援全体の基本理念や推進方針を規定すると同時に、町のすべての子どもの権利や保障、子どもの成長に応じた大人たちの役割（町、保護者、地域、事業者、教育施設関係者等）や、幅広い施策の推進体制を定めることが必要と考えます。条例の制定にあたっては、行政や関係機関、町民に対しても法的拘束力を持つことになるため、多くの関係者から幅広く意見をいただき検討していくことが重要と考えます。

町、保護者、地域住民、事業者をはじめ、子ども達が育ち学ぶ諸施設の関係者など、多くの関係者の機運の醸成が図られた時が条例制定の時期と考えますが、条例制定に関わらず、こども達の生きる力を育む教育とすべての子ども達がたくさんの幸せを手にし、実りある人生を歩めるよう、子育て支援の充実を図ってまいります。

(3) 集落機能、地域活力の低下が進む中で、集落創生を着実に進めるとともに町として、持続可能なコミュニティの仕組作りを推進すること。

【回答】（企画課）

●現状と課題

平成28年度から取組を開始した「集落創生事業」について、現在の将来プランの策定状況は、策定済が17地区、策定予定4地区という状況で、内12地区が将来プランに基づく事業に取り組んでおり、集落創生事業は着実に広がっています。

また、地域の集落創生の推進を任務とする地域おこし協力隊を令和5年1月から任用し、計画未策定の地区に積極的に働きかけるなどして制度の周知等に取り組んでいます。

人口減少により、集落機能の低下や一部住民への負担の集中などが懸念されるなか、人口減少に対応した集落の活性化やあり方を検討していく必要があります。

●今後の方向性

集落創生事業が未実施の集落において、他地区の取組を知ることで、事業実施が進みやすくなると考えています。引き続き、地域起こし協力隊が未実施地区へ出向き、先事例を紹介しながら、打合せを行い、集落創生事業を全町に広げていきたいと考えています。集落創生事業の効果は、住民が集落のことを自分事として考え、住民の当事者意識が生まれてくることだと考えています。

地域を良くしていくことを、誰かがやってくれるのではなく、自分たちで行っていく。そういう活動の積み重ねが地域の誇りを取り戻すことになり、人口が減少しても集落の活性

化や持続可能な地域づくりに繋がっていくと考えています。令和6年度当初予算案に、地域おこし協力隊費用を含め集落創生関連として、11,453千円を計上しています。

(4) 財政を鑑み、公共施設等総合管理計画に基づき個別計画の策定を進め、持続可能な町づくりを推進すること。

【回答】（総務課）

●現状・課題

公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画は、令和5年度末までに策定を終了する予定です。

●今後の方向性

今後は、個別施設計画で定めた各施設の方向性に従って、更新・改修等を実施していきます。ただし、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されます。公共施設等総合管理計画の計画期間は令和4年度から令和33年度までの30年間ですが、計画期間内であっても、必要に応じて適宜計画を見直し、特に将来の経費見込み等についてはタイムリーな情報収集・更新に努めながら、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行ってまいります。

(5) 当町全域が過疎地域に指定されたが、早期の過疎地域からの脱却を目指し当該事業を推進すること。

【回答】（企画課）

●現状と課題

飯綱町過疎地域持続的発展計画に基づき、多様な事業を実施しています。

令和5年の町の人口動態は、前年から170人減少（126人の自然減、44人の社会減）し、令和6年1月1日現在の町人口は、9,782人（国勢調査人口から住民基本台帳人口の増減を累計した毎月人口異動調査結果数値）と推計され、目標に掲げる「人口1万人規模の確保」が厳しい状況となっています。

●今後の方向性

計画に基づき、過疎対策事業債など国の財政措置を活用しながら、地域資源の活用、人材の育成等により、地域活力を向上させ、飯綱町全域での持続的発展、過疎からの脱却を目指していきます。

令和6年度当初予算案では、過疎対策事業債で419,000千円の借入を予定して事業を実施します。

(6) SDGs（持続可能な開発目標）の活用を推進し、誰もが共通認識ととらえられるよう、啓発、実行、達成に向け進めること。また、町は電気自動車の普及促進を目的とし、庁舎にEV用充電設備を設置すること。

【回答】（総務課）

●現状と課題

町は公用車でEV（電気自動車）を1台所有しています。EV用充電設備については庁舎には設置していませんが、観光客等の利用が考えられる町有施設であるいづなコネクトWEST等に整備を進めています。

●今後の方向性

環境面、災害時の停電対策などから公用車のEV化を計画的に進めていきます。令和6年度当初予算において、新規のEV車1台のリース料、公用車EV充電用設備設置工事、災害時にEVから電気機器に電気を供給できるパワームーバーの購入費などで約2,100千円を計上しています。

EV用充電設備については、庁舎に限らず、利用者にとって、利便性の高い町有施設から順次設置を進めてまいります。

【回答】（企画課）

●現状と課題

総合計画後期基本計画の分野ごとにSDGsの目標を結び付け、各事業の実施にあたっては、SDGsの視点を意識しながら進めることで、その認識の浸透と推進を図っています。

電気自動車充電設備については、EV充電インフラを手掛ける民間事業者と連携し、令和5年度にいづなコネクトWESTとむれ温泉天狗の館にEV普通充電器を設置しました。

●今後の方向性

SDGsは、変革と創造による社会環境の持続に向けた、未来の「道しるべ」でもあることから、町では地域課題の解決やまちづくり、行政運営や施策の推進にあたり、引き続きSDGsを常に意識した展開を図るとともに、その目標達成に向けて官民それぞれの立場から、実践と行動に取り組んでいくことが重要です。

そのためには、SDGsについての理解を深め、その理念を町民に広く浸透させていくよう、普及啓発に努めていきます。

また、電気自動車の普及に向けては、公用車への電気自動車の導入を計画的に進めていくとともに、令和6年度以降、公共施設等を中心に順次EVインフラ整備を進めていく予定です。

第1 だれもが想い描くふるさとの原風景をめざした環境づくり

1 里山環境の保全

(1) 田園・里山地域における伝統的な生活と文化を次代へ引き継ぐこと。

【回答】(産業観光課)

●現状・課題

地域資源となる農道や水路などの保全活動は共同活動によって支えられていますが、農業者の高齢化等により支障が生じつつある中で、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用し地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保管理を推進しています。

●今後の方向性

現在行っている活動は継続しつつ、多面的機能支払交付金を活用する活動組織を持たない地区について、組織の設立を促すとともに、田園、里山における地域資源を地域ぐるみで保管理がなされるよう町内の先進事例の情報共有を図ることで一層の推進を図ってまいります。

(2) 広葉樹を主とした、里山づくり森づくりに対する町民の意識を喚起し、苗づくりや植樹の手入れ等を促進するための指導、及び支援をより積極的に行うこと。

【回答】(産業観光課)

●現状・課題

森林整備については、そのほとんどを林業事業体に依頼をして実施しています。また、森林(もり)の里親促進事業については、一般企業3社により町有林の一部にヤマモミジやコナラなどの広葉樹の苗木を購入して植樹を行い、併せてその前後の下草刈りなどを含めた森林整備を行っています。更に、農地に隣接している森林については、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金事業により、有害鳥獣による農作物被害の防止策として緩衝帯整備を行っている組織もあります。また、森林環境譲与税を活用した植栽、下刈り、間伐など森林を持続的に活かしていく取組を実施しています。

●今後の方向性

森林環境譲与税を活用した森林経営管理法による所有者意向調査に基づいた森林整備を推進するとともに、普及啓発の観点から森林・林業に関する学習・体験活動、育苗・植樹・育樹活動、交流活動などを進められる体制を検討します。

(3) 引き続き林業事業体等と連携し、森林整備を積極的に進めるとともに、町の施設の建設には可能な限り木材利用を積極的に進めること。

【回答】(産業観光課)

●現状・課題

国の森林整備に対する補助制度を活用し、飯綱町森林整備計画をもとに森林整備(間伐等)を進めています。

町内産木材利用促進については、町内産カラマツを役場庁舎の新築及び改築に際して活用しています。

●今後の方向性

町有施設の建築等の際には、町有林の木材をできる限り活用していきます。
令和 6 年度においても森林整備（間伐等）については、林業事業者等と連携しながら森林環境譲与税・森林づくり県民税も活用する中で積極的に進めたいと考えています。
また、企業と連携しながら町有林の環境を整備する「森林（もり）の里親制度」について、今後引き続き実施していきます。

2 地球環境の保全

(1) 地球温暖化対策実行計画の実施と限りある資源の有効活用を図るため、飯綱町地域新エネルギービジョンの3つの基本方針に従い、積極的に事業を推進すること。

【回答】（企画課）

●現状と課題

地球温暖化対策を巡る動向が大きく変化している状況を踏まえ、「飯綱町地域新エネルギービジョン」を包含した、「飯綱町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を新たに策定しているところです（令和 5 年度末策定予定）。

この計画は 2030 年度（令和 12 年度）を目標年度とする、温室効果ガス排出抑制等の対策や施策、再生エネルギー事業の実施・推進等を定めるもので、令和 6 年度から当該計画に基づき、脱炭素社会の実現に向けた具体的な取組を進めていくこととしています。

●今後の方向性

「脱炭素化による持続可能なまちづくり」を進めるため、省エネ対策の推進、町の資源を活かした再エネ事業の導入、森林・農地などの整備等による炭素固定の取組強化を施策の柱とし、具体的な事業化に向けて検討を進めるとともに、町民・事業者を含めた町ぐるみでの取組体制を図るため、ゼロカーボン達成に向けた意識の醸成、ライフスタイルの転換、多様な支援策の構築等を積極的に展開していきます。

【回答】（産業観光課）

●現状・課題

個人等がペレットストーブを設置する際の設置費用の負担を軽減するため補助金を用意し負担の軽減を図っています。

また、芋川用水を活用する小水力発電設備の建設を県の協力のもと計画しています。

●今後の方向性

公共施設の暖房や給湯などのボイラー設備の新設や更新時には、貴重な国産のエネルギー源である木質バイオマスボイラーの導入を検討します。更には、現在計画中の小水力発電は令和 7 年度運用開始を目標に事業を進めています。

(2) 環境の保全

ア 山林を開発し、太陽光発電装置の設置申請が出された場合、飯綱町自然環境保全条例を遵守し、特に土砂崩れ防止の観点からの確かな指示を設置申請者等に行うこと。

イ 太陽光発電装置の設置に関する条例を早期に制定すること。

【回答】（住民環境課）

●現状・課題

太陽光発電施設の設置に関する条例については、現在、町自然環境保全条例により運用されているところです。野立ての太陽光発電施設の新規設置申請については、近年、令和4年度から現在に至るまで0件という状況ですが、過去の申請（事前協議）案件をみると、条例に基づく協議、審査を行う中で、地域の防災や景観、環境影響への懸念、さらには設置申請者による地域との調整不足等により設置計画が前に進まないケースが見受けられ、環境保全や適正管理の面から地域への十分な配慮と理解が求められています。

●今後の方向性

令和4年度から太陽光発電施設の設置申請に係る防災面等の技術的内容を確認するため、コンサルタントに技術審査を依頼する予算を計上しており、土砂崩れ防止等の防災の観点からの確かな指示を行うこととしています。また許可権者として開発行為の内容について審査し、設置申請者に指導助言することに加え、地域に対して丁寧な説明を行い、地域の理解の下に事業を進めていくよう、地域と事業者との調整を図ります。

条例の制定については、課題の整理とその解決に向けた対応策の検討や令和6年4月に施行する「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」の町条例との適用関係や今後の運用状況を踏まえ、飯綱町の実情にあった条例の制定又は現行条例の改正等について検討を進めます。

(3) 国が進める2050年ゼロカーボン達成に向け、県とも連携し、地球温暖化に強い危機感を持ち、積極的に対応すること。

【回答】（住民環境課）

●現状と課題

地球温暖化対策を巡る動向が大きく変化している状況を踏まえ、「飯綱町地域新エネルギービジョン」を包含した、「飯綱町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を新たに策定しているところです（令和5年度末策定予定）。

この計画は2030年度（令和12年度）を目標年度とする、温室効果ガス排出抑制等の対策や施策、再生エネルギー事業の実施・推進等を定めるもので、令和6年度から当該計画に基づき、脱炭素社会の実現に向けた具体的な取組を進めていくこととしています。

●今後の方向性

「脱炭素化による持続可能なまちづくり」を進めるため、省エネ対策の推進、町の資源を活かした再エネ事業の導入、森林・農地などの整備等による炭素固定の取組強化を施策の柱とし、具体的な事業化に向けて検討を進めるとともに、町民・事業者を含めた町ぐるみでの取組体制を図るため、ゼロカーボン達成に向けた意識の醸成、ライフスタイルの転換、多様な支援策の構築等を積極的に展開していきます。

第2 自然と調和した安全で潤いとやすらぎの生活づくり

1 道路環境・公共交通の整備

(1) 北しなの線の運営について、県や近隣市町村と連携し、これまで以上に町民の利便性を高め、マイカーからの利用転換につながるよう、積極的な利用促進に取り組むこと。

【回答】(企画課)

●現状と課題

令和4年度の北しなの線の運営状況は、輸送人員が対前年比103.9%、旅客収入が同114.8%と、それぞれ微増したものの、コロナ禍以前の平常年比では、輸送人員が82.0%、旅客収入が76.6%と、以前の水準には回復していません。

町では、県や近隣市町と連携し、既存設備や車両更新等の支援や利用促進の取組等を多角的に進めていますが、今後人口減少が進む中であって、従前の輸送人員の維持や鉄道利用者の急伸を見込むことは難しく、事業者の経営は更に厳しさを増すことが予測されることから、路線の維持・存続に向けて多くの課題が山積する厳しい現実があります。

●今後の方向性

地方においては、鉄道の有する速達性・定時性・大量輸送性等の特性を十分に活かすことが難しく、経済性の観点からは、その必要性・有用性が低いことは否めない側面があることに加え、地方の生活様式や社会情勢等を考慮すると、自家用車からの利用転換を加速させることは容易ではありません。

しかし、北しなの線は、地域の資産として町民に安心感を与える存在であり、町の活力を維持するためにはなくてはならないインフラです。今後も県や沿線市町村と連携を図りながら、利便性の更なる向上に取り組むとともに、地方鉄道の意義と価値を再評価することで、多角的な視点から利用促進と地方鉄道の再生を模索していきたいと考えています。

(2) 駅を中心とした地域の活性化と鉄道の利用促進、利便性向上を図るため、一般利用者の駐車場を整備し、駅周辺の空き店舗活用の取組を前進させること。

【回答】(企画課)

●現状と課題

駅を中心とした地域活性化については、これまでに、駐車場やロータリー整備などの駅周辺整備、駅舎の一部改装に併せた飯綱町観光協会事務局の併設など、しなの鉄道の利便性向上と利用促進を進めてきました。

駅周辺の空き店舗活用については、徐々にではありますが、民間による空き店舗活用が図られています。

●今後の方向性

空き店舗の活用については、空き店舗等活用事業補助金、創業支援補助金などの補助制度の他、事業チャレンジなどの創業に向けた学びの場を設けるなど、民間が空き店舗を活用しやすい環境、創業しやすい環境を整えてきたことで、一定の成果が得られています。引き続きこれらの施策を強化するとともに、牟礼駅を中心とする賑わいの創出に向け、幅広く取組を検討・展開していきたいと考えています。

(3) アイバスの運行を土日、祝日の買い物、通院等に利用できるよう改善すること。

【回答】(企画課)

●現状と課題

バス運行の最適化を図るため、平成19年度のアイバス運行の開始にあたり、通学や通院の需要が少ない土休日については、運行を取りやめた経緯があります。また、慢性的な運転手不足や運行経費の増大など、バス事業者を取り巻く環境は厳しさを増していることもあり、現状では、土休日のアイバス運行は難しい状況です。

一方で、アイバス運行開始から十数年が経過し、社会情勢の変化や利用者のライフスタイルの多様化等もあり、バス利用者の減少が進んでいることから、より効率的で利便性の高い「地域の足」の確保に向け、令和7年度からのアイバス運行体制の大幅な見直しを現在進めています。

●今後の方向性

移動需要に応じ、且つ持続可能な公共交通運行を整えていくためには、「より多くのニーズに柔軟に対応し、輸送の価値を最大化する仕組み」が重要になることから、現行の予約型デマンドワゴンについて、予約の利便性向上や需要に応じた運行日・運行時間・運行台数等の最適な運行体制の構築を進めます。

また、土休日・夜間等の移動需要に対しては、既存の公共交通システムを補完する仕組み等を検討し、多様な移動手段の確保により対応していくとともに、令和7年度に予定しているアイバス運行体制の見直しと併せて、公共交通運行体制の総合的な仕組みづくりを推進していく予定です。

なお、令和6年度当初予算案には、新事業としてタクシー事業者の確保・育成補助金6,000千円を計上しています。

(4) 地域住民が運行するコミュニティタクシー事業の仕組みを、町が各集落と協議し開始すること。

【回答】(企画課)

●現状と課題

地域住民の運行によるコミュニティタクシー事業は、公共交通を補完する移動手段の一つとして期待されるものですが、導入にあたっての様々な制限・制約等がある他、集落単位等で運行を担っていく場合の人材等の確保、タクシー事業者の運営協力、共助意識の醸成など多くの課題もあります。

一方、タクシー事業者の運転手不足が深刻な状況の中、国ではライドシェアを条件付きで解禁する動きがあり、これまで限定的だった「自家用有償旅客運送」の運行やその仕組みづくりは、より柔軟に取り組める環境になりつつあります。

こうしたことから、町としては、地域の実情に合わせて、実現可能且つ効果的なコミュニティタクシー等（自家用有償旅客運送）の可能性について、町の交通システムを総合的・一体的に見直していく過程の中で、慎重に検討を進めていきたいと考えています。

●今後の方向性

超高齢化社会を迎え、高齢交通弱者の増加に対応したきめ細やかな地域内交通手段の確保は急務の課題であることから、地域内の共助を基本とするコミュニティタクシー等（自家用有償旅客運送）の仕組みづくりは、買い物弱者対策や休日・夜間の移動など、現在抱える課題に対する一つの解決策になり得る可能性があります。ただ、現状は地域住民が主体となって運行するコミュニティタクシー事業の仕組みづくりは、地域内の機運・環境ともに醸成されておらず、中長期的な視点から、その体制づくりを進めていく必要があると考えます。

また、町としては、令和7年度からのアイバス運行の改善を予定していることから、まずは、既存の交通システムの最適化を進めながら、利便性を高めていくことに注力し、その上で不足する部分について、自家用有償旅客運送の仕組みづくりにより対応していく方向で、研究・検討していく予定です。

2 生活の安全

(1) 災害時における地域ごとの安否確認、避難体制の構築、災害時要援護者台帳の整備を進め、個別の避難計画を早急に整備し、町民の意識強化に努めること。

【回答】（保健福祉課）

●現状と・課題

今回の能登半島地震において、要援護者の安否確認について民生児童委員や各事業所のケアマネなどそれぞれが連絡し、対応がまちまちであり確認体制を整える必要があります。その中で災害時要援護者台帳は、年に一度更新し関係支援団体へ情報提供を行い、今後の情報伝達や安否確認などにいかに有効活用できるかが課題となります。

また、社会福祉協議会において、「地域支え合いマップ」の見直しを各地区で進めています。

●今後の方向性

災害時の安否確認については、要援護者に対し、誰がどのように行うか、行政と社会福祉協議会をはじめとする福祉事業者等と連携して支援体制を構築してまいります。

個別避難計画については、優先度の高い要援護者から作成し令和6年度の完成を目指します。また、地域支え合いマップと連携を図りながら避難訓練に活用できるよう取組み、町民の防災意識強化に努めます。

(2) 防災計画に基づき、多発する自然災害に備え、県と連携して災害危険箇所の総点検を行い、事前対策を強めるとともに具体策を講ずること。また、既存建築物の耐震診断、耐震補強等を促進する施策を引き続き積極的に実施すること。

【回答】（総務課）

●現状・課題

平成29・30年度において、新たに県が指定した土砂災害警戒区域等を反映させ「飯綱町ハザードマップ（土砂災害洪水避難地図）」の更新を行い全戸に配布しました。

また、令和4年度において、新たに県が管理する河川（飯綱町対象：八蛇川、滝沢川、斑尾川）の想定最大規模の洪水浸水想定区域図が公表になったことから、浸水想定区域等を反映し

た「飯綱町ハザードマップ」を改訂し、全戸配布、町ホームページでの公開を行いました。

●今後の方向性

ハザードマップの情報を住民に浸透させることで、地域防災力の強化に努めます。県や住民の協力を得ながら危険箇所の点検を進めていますが、今後は地域での危険箇所情報の共有や、住民の気象情報等の自主的な収集、早めの自主避難など災害に対する備えの取り組みとして、マイタイムライン（個人）の普及推進に向け、意識の醸成を図ってまいります。

【回答】（産業観光課）

防災重点農業用ため池

●現状・課題

異常気象や地震等によりため池が決壊し、家屋や公共施設に被害を及ぼす恐れのある防災重点農業用ため池は、飯綱町内に5ヶ所と信濃町にある飯綱町等が管理者のため池2ヶ所の合計7ヶ所が指定されており、そのうち東柏原清水地籍のため池を除く6ヶ所については、令和2年度末までに想定される「浸水範囲」「浸水深」「到達時間」の災害情報と避難場所の位置等を掲載したハザードマップを整備しました。また、長野県ため池監視システムを霊仙寺湖、霊仙寺(2)ため池及び西ノ入ため池に設置し、誰でもインターネット環境があれば見られる体制が整えられました。

ほかに、令和4年度から防災重点農業用ため池の地震耐性評価調査を実施しています。

●今後の方向性

作成したハザードマップについて、迅速な避難の際のツールとして利用いただけるよう関係地区に周知するとともに、防災訓練等でも再確認していただき、防災意識の向上に役立ててまいります。

また、ため池は多面的機能の一つとして雨水を貯留し洪水を調節する能力を有しています。ため池管理者との協力のもと農閑期における低水位管理を実施し豪雨による洪水対策を図ります。

(3) 地球温暖化に伴い、自然災害が恒常的に発生することが考えられる。特に、豪雪、豪雨、干ばつ、洪水、高温等の防災対策を早急に講ずること。

【回答】（総務課）

●現状・課題

近年では、毎年のように全国各地で自然災害が頻発し甚大な被害が発生しています。令和元年の台風19号では長野市を含め県下各地に大きな災害の爪痕を残しました。町内においても一部家屋の破損や広範囲にわたる停電、農業関係などに大きな影響を与えました。

令和4年度には、飯綱町地域防災計画を修正し、「避難情報の判断基準及び伝達マニュアル」の見直しを行いました。

●今後の方向性

令和6年1月の能登半島地震により北陸地方に大きな被害が出ており、大規模災害に備えた対策を迅速に計画的に行う必要があります。

大規模災害に備えるため、令和6年度当初予算において、地域防災計画修正業務、非常食備蓄品の購入、指定避難所マンホールトイレの設計業務、災害時組み立てトイレの購入などで9,100千円を計上しています。

3 上下水道の整備

水道事業は、町民のライフラインを保障することから最重点事業として力を注ぐ必要がある。給水人口、給水収益が減少するなかで、水道事業が安定して運営できるよう、長期的な視点に立った施設の更新、整備を進めるほか、有収率の向上など効率的な事業運営に努めること。また、水道会計を一本化し、将来を見据えた適正な水道料金、安全で美味しい水の供給に向けての対策を早期に講ずること。

【回答】（建設水道課）

●現況・課題

飯綱町の水道は、昭和37年に牟礼地区、昭和48年に三水地区で給水を開始して以来、生活に欠くことのできない美味しい水を安全かつ安定的に供給しています。現在の給水区域は、私営水道区域を除く町内ほぼ全域で、水道普及率は99.26%という状況です。合併時から人口は減少し続けており、節水型機器の普及により水需要は年々減少傾向にあります。

また、施設面からみると有形固定資産減価償却率は54%を超え、管路経年化率も32%を超える状況にあり、町政の発展や生活水準の向上、高度経済成長期による水需要に対応するために集中的に建設した水道施設は更新時期を迎えています。

また、下水道事業の際に布設替した水道管も一部箇所では法定耐用年数の半分以上を経過しています。このため、今後は老朽化した施設の更新投資の増加が見込まれます。

●今後の方向性

平成17年の合併時に水道会計は一本化していますが、水道事業認可は17年が経過した現在も旧村単位による事業運営を行っています。効率的な事業運営には水道事業の統合による経費の削減が必要と考えております。

また、より安全で美味しい水の供給に向けて、三水地区の水源を河川水から深井戸への移行を念頭に、令和3年度から水道事業運営の一本化に向けた基本計画の策定に取り組み、昨年度、令和5年度から令和19年度までの長期的基本計画を策定しました。また、令和5年度中に飯綱町水道事業として統合創設事業認可申請を行ない、令和6年度当初から事業運営を一本化とする予定です。

安全で美味しい水の供給に向けた新施設の建設投資及び経営の維持費用並びに老朽化した水道施設の更新投資にかかる財源として、水道料金の改定は避けられない状況となっており、昨年度3月議会全員協議会で基本計画の概要及び水道料金改定について説明させていただいております。今後の景気や社会情勢などを踏まえ現状を把握し、問題を精査して水道料金改定の必要性について議会及び水道事業運営審議会でご理解いただきうえて、住民の皆様への周知を行ない、将来を見据えた適正な水道料金となるよう改定し、事業を進めてまいりたいと考えております。

4 環境衛生の整備

(1) ゼロ・ウェイスト宣言をし、ごみを出さない環境づくりを進めること。

【回答】(住民環境課)

●現状・課題

「第二次飯綱町ごみ減量化計画(いいつなG35プラン)」では、計画最終年度となる令和6年度の目標値として、1人1日あたりの可燃ごみ排出量を428.1g、リサイクル率を30%と定めて、ごみ減量化と再資源化の取り組みを進めています。

近年、ごみの総排出量は減少傾向にありましたが、令和4年度は前年度比40.65t、1.77%の増加に転じており、1人1日あたりの可燃ごみ排出量が500g、リサイクル率が21.4%となりました。原因の一つとして新型コロナウイルスの感染防止対策の緩和等により、人の活動が増えたことによるものと推察しておりますが、今後もごみ排出量の推移を注視する中で、ごみ削減のための取り組みをさらに推し進めていく必要があります。

●今後の方向性

ごみの減量に取り組むためには、住民・事業者・行政のごみ減量に対する意識を共有するとともにくらしや事業活動の中で、発生抑制(リデュース:Reduce)・再使用(リユース:Reuse)・再生利用(リサイクル:Recycle)という考え方にに基づき実行することが重要です。

「第二次飯綱町ごみ減量化計画(いいつなG35プラン)」等に基づき、広報誌等による周知、啓発や地区衛生組合長や消費者の会などと連携し出前講座等を積極的に開催することにより、ごみの減量や再資源化に対する住民意識の醸成を図るとともに、生ごみの処理機器等購入費や各種団体が行う資源ごみ集団回収事業への補助事業を継続して実施するなど、ごみ減量のための取り組みをさらに推し進めてまいります。

(2) 生ごみ処理機器購入補助制度の周知に力を入れ継続実施すること。また、生ごみ処理機を飯綱病院、共同調理場、保育園などの公共施設に導入すること。

【回答】(住民環境課)

●現状・課題

町ごみ減量化計画に基づき、平成27年度から家庭用生ごみ処理機器の購入費に対する補助を実施しており、生ごみ処理機の補助件数は令和6年1月末現在で累計164台(令和5年度は5台)、生ごみ処理容器の補助件数は令和6年1月末現在で累計310台(令和5年度は14台)となっています。

●今後の方向性

家庭用生ごみ処理機器購入費補助は、ごみの減量化対策として有効であり、堆肥化を図ることにより資源の有効活用にもなることから、引き続き補助金交付実績等を勘案しながら予算化し実施するとともに、制度の周知については広報誌等に加え電子媒体等を活用して広く周知を行い、生ごみの自家処理の促進に一層努めていきます。

また、公共施設等への生ごみ処理機等の導入は、各施設の生ごみの排出量等や設置環境、費用対効果、生ごみ等を出さない方策等を総合的に勘案する中で検討してまいります。

	補助内容	R 5 当初予算	R 6 当初予算案
生ごみ処理機	購入費の 2 分の 1 (3 万円を限度)	240 千円 (30 千円×8 台分)	240 千円 (30 千円×8 台分)
生ごみ処理容器 (ぼかし容器・コン ポスト容器)	購入費の 2 分の 1 (3 千円を限度)	90 千円 (30 千円×30 台分)	75 千円 (30 千円×25 台分)

(3) 住民に食品ロスへの理解を図りながら、一歩進めた可燃ごみの減量化促進すること。

【回答】(住民環境課)

●現状・課題

「3010運動」の浸透により、地域での集会や飲食店での食べ残し削減への取り組みが進められており、意識的に改善の方向に向かっていると推察しています。

●今後の方向性

「3010運動」や「エシカル消費」など食品ロス削減のための取り組みについて、長野県が行う「食べ残しを減らそう県民運動~e-プロジェクト~」への協力や引き続き広報誌等を通じた啓発活動を行い、さらなる理解の浸透と削減を目指していきます。

また、毎年実施する町内一斉清掃などの環境イベントに合わせて、町ボランティア協議会等の主催によるフードドライブを引き続き開催し、食の確保に困っている方の支援に併せて食品ロスの削減と意識啓発を図ります。

(※エシカル消費：自分の損得だけを考えるのではなく、環境や社会、人などに配慮されたものを選ぶなど、社会的な課題の解決に繋がるような消費をすること)

(4) 3R (リデュース、リユース、リサイクル) を確実に進めるための施策を推し進めること。

【回答】(企画課)

●現状と課題

令和4年度から学用品等のリユース事業を町内団体等との協働で開始し、コミュニティスペース「ZQ (ずく)」をその拠点として学用品等リユース事業を展開しています。

現在の学用品等の無償譲渡入出荷個数は延べ約 500 品ありますが、リユースの取組を推進していくため、今後更にリユース品数を増やしていくことが重要と考えています。

●今後の方向性

「ZQ」でのリユース事業を一つのモデルケースと位置づけ、SDGs の観点からリユース等の取組を更に促進していくとともに、環境、経済、社会など様々な分野において、町民・団体・事業者等との協働による、3R の取組を推進していきます。

なお、令和6年度当初予算案には、ZQ関連費用として約2,900千円を計上しています。

【回答】（住民環境課）

●現状・課題

住民の3R意識の高揚や3R活動の促進を目的に、小中学校やPTA、育成会等が行う資源ごみの集団回収について、補助事業を実施しています。

また、小型家電のリサイクル回収を役場敷地内で、役場業務日において実施しているほか、可燃ごみの減量化とリユースを図るために年2回の古着回収事業を実施しています。

●今後の方向性

既存事業を継続して実施するとともに、3Rの必要性や具体的方策等について広報誌等を通じて周知を図り3Rの推進に努めていきます。

また、保育園、小中学校、町内各種団体等における3R推進のための取り組みなどについて、飯綱町環境教育等推進協議会等において連絡調整や情報共有を行い、取組推進のための協議を行うほか、取組内容を「環境レポート」としてまとめ、広く一般に公表することにより3Rへの理解や取り組みの拡がりが増えるよう周知してまいります。

(5) プラスチックごみ削減のため、啓発に努めること。

【回答】（住民環境課）

●現状・課題

当町では「プラスチック容器包装」「その他プラスチック」の分別収集や再商品化を、「プラスチック資源循環法」が施行された令和4年4月以前より実施しており、住民のプラスチックに対するリサイクル意識は他市町村と比較し高いと考えられますが、さらなるプラスチックごみの削減や再資源化を進めるためには、生活スタイルを見つめ直し、プラスチックと賢く付き合っていくといった住民意識の醸成と取り組みの実践が求められます。

また、今後、製造・販売事業者及び排出事業者等における自主回収や再資源化が促進されることによって、ごみの減量にどのような影響や対策があるか検証が必要となります。

●今後の方向性

長野県が行う「信州プラスチックスマート運動」の推進に協力する中で、プラスチックごみの削減や再資源化を進めるための地域や各種団体への出前講座や広報誌等での周知、啓発など、あらゆる機会を通じて住民の理解、意識の醸成を図っていきます。

第3 地域の資源と特性を生かした活力ある産業づくり

1 農業の振興

(1) 農業従事者の高齢化等により援農の需要が高まっていることから、助っ人クラブと飯綱町人材センター等の機能統合など援農支援の充実を図ること。

【回答】(産業観光課)

●現状・課題

農業者の高齢化等に伴う労働力不足が課題となっています。

このため援農機能の充実と多様な労働力の確保に向け、助っ人クラブや飯綱町人材センター等と協力し援農支援の仕組みなど様々な取り組みを実施しています。

また、農福連携事業の実証実験、民間企業の従業員・都市部等の人材活用による援農についても合わせて実施していきます。

●今後の方向性

新たな働き手の確保に向け、民間企業と連携し、その企業に従事している従業員の農業支援活動による企業の利点などを研究し、新たな農業従事者の確保に努めるとともに、既存組織による労働力の確保にも取り組むことで、幅広く人材を活用していく方を講じていきます。

(2) 荒廃地対策、農業所得増加対策として、地域奨励作物について品目を拡大すること。

【回答】(産業観光課)

●現状・課題

現在、町独自で推進している地域奨励作物支援事業は、機械化による大規模経営が可能で、荒廃地対策としても効果的な蕎麦、大豆、小麦を奨励作物としており、令和3年度から蕎麦の交付単価を増額しています。

また、国が定める「主食用米の適正生産に向けた水田転作推進」における地域振興作物は、蕎麦、大豆、アスパラガス、加工用トマト等を重点作物として推進しているところですが、令和3年度から開講している「野菜塾」等を通じて、町の環境等に適した有機野菜や郷土野菜の生産振興を図るなど、栽培作物の拡大に向けた取り組みを推進しています。

●今後の方向性

地域奨励作物については、国の水田活用支払交付金制度の動向等も注視する中で、荒廃地対策として有効な作物や作業の省力化・高収益につながる作物等への転換の研究を引き続き進めながら、併せて品目の拡大等について検討を進めます。

(3) 有害鳥獣被害が深刻になっていることから、引き続き被害農家や猟友会が、地域と一体となって鳥獣被害防止活動に取り組むこと。また、電気柵設置の普及促進、水路横断用コンクリート侵入防止グレーチングの設置及び伐採等による緩衝帯の整備を図ること。

【回答】(産業観光課)

●現状・課題

近年、有害鳥獣の出没が増加し、農作物も多くの被害を受けています。有効な対策である個体数調整には猟友会の協力が必要不可欠であるため、今後もできる限りの支援をしていきます。

また、罾の狩猟免許資格取得や狩猟者登録の補助をして狩猟者の確保を図っています。他に、普光寺地区や奈良本地区において広域的な侵入防止柵の設置要望により、柵資材の原材料支給を補助事業として実施し、倉井地区や横手地区において間伐等による緩衝帯整備を実施してまいりました。

課題として、イノシシは、豚熱の感染により個体数が減ってきていると考えられてはいますが、潜在的繁殖力が強く、イノシシの農業被害は減少に転じていません。実態として電気柵設置補助金についても農作物被害の増加と共に申請件数が増加している現状です。

●今後の方向性

有害鳥獣への対策は、①捕殺により有害鳥獣を減らすこと、②防止柵の設置などにより有害鳥獣を畑に入れさせないこと、③里山の整備や緩衝帯の設置などにより有害鳥獣が山から出てこないようにすること、④落下果実、廃棄果実の処分を適切に行い、有害鳥獣に対して餌付けにならない様、官民が一体となり総合的に実施することが必要です。

個体数の調整については、猟友会に協力いただき有害鳥獣の捕獲を今後も引き続き実施します。畑への侵入防止については、個人により行う対策と合わせて、地域で行う広域的な侵入防止柵の設置を地元と協議する中で検討してまいります。

(4) ふるさとの原風景維持のためにも、中山間地域等直接支払交付金と多面的機能支払交付金は、今後も継続すること。

【回答】(産業観光課)

●現状・課題

中山間地域等直接支払事業は、令和2年度から第5期対策が始まり、現在、町内22地区において取り組み活動を実施しています。また、多面的機能支払交付金事業については、町内14地区において農用地の保全等の活動をしています。

両事業とも農地の持つ多面的機能の保全のみならず、地域コミュニティや集落機能の維持・活性化にも大きく貢献していますが、交付金の効果的な活用や若い世代の担い手育成が課題となっています。

●今後の方向性

「中山間地域等直接支払事業」・「多面的機能支払交付金事業」については、農業生産活動の維持・継続の側面のみならず、集落機能の強化・活性化の観点からも重要な施策であることから、両交付金事業については今後も継続・強化していくとともに、各集落の課題に応じた活動を展開するためのサポート体制を図ることで、農村資源の保全と良好で自然豊かな農村環境の維持に努めます。

(5) 農地中間管理機構を積極的に活用して農地の流動化と集積を進め、就農者の拡大を図ること。

【回答】(産業観光課)

●現状・課題

農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴い、令和7年3月までに将来の農地利用の姿を明

確化する「地域計画」を策定し、利用権設定による農地の流動化・集約化は、令和7年4月から農地中間管理機構を介した貸借へと一本化されることとなります。

したがって、農地中間管理機構を活用した農地の集積等による農地利用の最適化を、より実効的なものとし、就農者や担い手の拡大を図っていくためにも、「地域計画」の策定とその実行に向けた今後の取り組みが重要となります。

●今後の方向性

農地利用の最適化を進めるための「地域計画」の策定と実行に向け、令和5年度より準備作業を進めています。この計画の策定にあたっては、農地所有者、耕作者と、地域の担い手農家との話し合いが重要です。この話し合いに向けたアンケート調査を令和5年度に実施しました。この結果を分析し将来の農地の集積、集約化に向けた話し合いを各地域で実施していきます。

(6) 農業の担い手確保のため、新規就農者向けの住宅の家賃補助、農業機械購入補助事業等の拡大と充実及び倉庫等建築補助事業を創設すること。

【回答】（産業観光課）

●現状・課題

令和4年度から新規就農者育成対策事業として国の補助制度が拡充されており、同事業により経営開始資金や機械購入補助金等が交付されていますので、基本的には国の支援策を中心に新規就農者支援を実施しています。また、新規就農者住宅の整備や農業研修生住宅費補助、農業後継者就農支援金など、町独自の担い手確保策も多角的に展開しているところです。

認定農業者を対象とする町単独の農業機械購入補助については、活用者が年々増加傾向にあり、購入農業機械等のニーズの多様化も進んでいることから、補助制度の拡充や新たな補助事業の導入等についても検討が必要と考えています。

また、倉庫等の農業用施設については、農業以外に使用可能な汎用性の高い倉庫施設を除き、現在の元気な農業者育成事業の補助金対象となっています。

●今後の方向性

新規就農者向けの支援として国の補助事業も拡充されていることから、住宅家賃補助の創設については現在予定していませんが、飯綱町での就農インセンティブを高めていくための町独自の支援策等について、引き続き様々な視点から検討していきます。

また、農業機械購入事業等については、農業者の多様なニーズにあわせ、交付基準等の拡充等について検討を進めます。

なお、倉庫等の建築補助については、現行の補助制度で対応が可能なことから、現時点で新たに補助制度を創設する予定はありません。

(7) 町有林の利活用について研究し、きのこ収穫体験など都市との交流促進や産業づくりに生かすこと。

【回答】（産業観光課）

●現状・課題

現在、霊仙寺湖周辺の町有林（桂山、霊仙寺湖遊歩道等）において、長野トヨタ自動車(株)、新

光電気工業㈱・新光電気労働組合、ホクシンハウス㈱とともに「森林（もり）の里親促進事業」による森林整備支援活動を行っています。毎年各社から支援金をいただき、下草刈り、地拵え作業等を町と協働で実施しています。

●今後の方向性

森林（もり）の里親促進事業は、森林整備の促進、企業と町との交流、観光誘客の促進等様々なメリットが考えられます。今後も、森林の里親促進事業を軸に、様々な視点から森林を活用した交流事業を検討し事業を進めます。更に森林環境譲与税を活用し、都市との交流の場になり得るような環境整備、体験の場等の整備検討をしてまいります。

(8) 農作業中の事故が危惧されることから、作業の安全、省力化に向けた取組を持続的に実施すること。

【回答】（産業観光課）

●現状・課題

水田等の畦畔草刈り作業や傾斜面樹園地等での農作業等は、高齢農業者だけでなく、全ての農作業従事者にとって危険性を伴う重労働であることから、安全対策に重点を置いた圃場・農道等の農作業環境の基盤整備や安全対策に資する新技術の活用等に向けた取り組みを進めています。

●今後の方向性

農作業の安全対策に向けた啓発・広報等を引き続き強化していくとともに、スマート農業による省力化、ロボット農機など安全対策に資する新技術の活用・導入等についての検討や取り組みを引き続き積極的に進めていきます。

また、IoT 技術を活用した省略化の取り組みを本格的に加速させるとともに、スマート農業の導入や作業環境等の整備対策についても引き続き検討していきます。

(9) りんご、桃などの果樹栽培面積は減少の一途をたどっている。後継者育成、農地再生、家族経営農家への支援（農機具助成など）、産地振興など本格的な再生プロジェクト事業を展開すること。

【回答】（産業観光課）

●現状・課題

果樹栽培面積・生産量ともに減少傾向にあり、果樹産地としての再生と更なる振興は大きな課題となっています。果樹産地としての再形成に向けては、生産基盤の支援強化（後継者確保・育成、生産環境支援・整備等）、ブランド力の強化による高収益化や販売力の向上など、多角的に施策を展開していくことが重要であり、生産・商品化・販売の各段階において、様々な支援策を講じています。

●今後の方向性

産地形成・再生に向けては、新技術や新品種導入などによる収量向上と優良で高品質な農産物の安定生産が重要となることから、国の補助事業を活用した生産基盤整備事業等を導入し、農地再生による樹園地転換や団地形成等を図っていく計画です。

また、担い手の確保に向けては、中心的農家だけでなく小規模農業者等も含め、経営規模に応じた多様な支援施策を検討・実施していきます。

なお、令和6年度から長野県との共同事業により「輝く農山村地域」の創造に向けた新たな事業を行います。地域資源のりんごを活用した持続的で発展し続ける町を目指した新たな取り組みを展開していきます。

(10) 道路、農地及びこれら周辺の障害樹、雑草対策を進めること。

【回答】（建設水道課）

●現状・課題

町道の支障木伐採については、道路パトロールや住民の皆さんからの連絡等により随時対応しています。また、草刈り業務については、町道の幹線道路を業者委託と直営作業により計画的に実施しております。課題としては、担当部署の限られた人員で約500kmの町道全てを網羅することは、現状では難しい状況にあります。

●今後の方向性

町道の支障木伐採や草刈りについては、道路パトロール等を強化し、事象の把握に努め、適時対応してまいります。

また、区・組等による町道の道路愛護活動事業（草刈り、ごみ拾い ほか）について、町からの助成「道路愛護活動補助金」を積極的に活用していただき、引続き住民の皆さんとすすめてまいります。なお、令和6年度当初予算案において、草刈り、樹木伐採などの業務委託費（個人委託を含む）として約15,000千円を、道路愛護活動事業に1,400千円を計上しています。

【回答】（産業観光課）

●現状・課題

農地（民有地）の支障木については、飯綱町支障木伐採補助金交付要綱により対応しています。（補助率1/2、補助上限額10万円）また、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金などを活用した共同活動により、農地周りの道路や水路の維持管理を地域ぐるみで実施しています。

●今後の方向性

支障木伐採補助金については予算を確保し、支障木の伐採の促進に努めます。また、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金事業の対象地域の拡大を推進し、集落における農地並びに農業用施設の維持管理の継続実施を図っていきます。

(11) 今後の農業の支援策には「ふるさと振興公社」が欠かせないため、今後の事業拡充を目指すこと。

【回答】（産業観光課）

●現状・課題

町の農業振興、荒廃地対策はふるさと振興公社の担う役割は大きな状況です。

農家からの信頼を得ながら業務を実施していくためには、ふるさと振興公社の経営改革及び

事業拡充等は重要な課題であり、とりわけ荒廃地対策や担い手育成等の農家支援・生産振興部門において、改めてその真価を発揮していくことが求められています。

こうしたことから、ふるさと振興公社の農業振興部門における体制の再構築を進めるとともに、事業拡充の中核として「地域商社機能」の確立と新規事業等の遂行力強化に向けた取り組みを進めているところです。

●今後の方向性

これまでの取り組みの中で、ふるさと振興公社の生産・加工・販売・体験交流等の各事業部門の事業領域は拡大していますが、ふるさと振興公社が農家支援や生産振興分野において、更に事業拡充を図っていくためには、人材の確保と経営基盤の安定化が欠かせないことから、人材育成と経営改善等の支援や、自立した事業の柱としての「地域商社機能」の確立に向けた取り組みを引き続き進めるとともに、生産者や関係事業者との連携強化と体制づくりを促進します。

(12) 半農半Xにより農業に関わる人口増加を目指し、家族農業、小規模農家への支援拡充をすること。

【回答】(産業観光課)

●現状・課題

小規模農家等を対象とする「野菜塾」や小規模農業ハウス施設の設置補助等を実施している他、学校給食への供給・直売所等での付加価値化販売に向けた「有機農産物」の試験生産・勉強会を実施しています。町の農業に携わる人口の裾野を広げていくための取り組みや小規模農業者等の支援を幅広く進めています。

●今後の方向性

町としても、小規模農業や半農半Xなど多様な農業経営体を農業の大切な担い手と捉えており、その育成・支援策については、引き続きソフト事業を中心に積極的に展開・拡充していく計画です。

また、国でも多様な形で農業に関わる者への支援策を講じ始めていることから、国の動向も注視しながら多様な農業者を実質的な農業の担い手と位置付ける中で、様々な農業者に対する、生産から販売までの多角的な支援方策の拡充について検討します。

(13) 遊休荒廃地の拡大を防止し、農地の再生を含めた農地、農道、水路の保全に努めること。

【回答】(産業観光課)

●現状・課題

農業者の高齢化や担い手不足等により、遊休荒廃地は微増傾向にあります。このため「荒廃農地利活用促進交付金」や農地の流動化促進の取り組み等により、遊休荒廃地の拡大防止を図っています。

また、農地、農道、水路の保全については、現在各地域において中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用する中で、その維持管理等を実施しており、これら交付金をより効果的に活用していくことで、農地等の保全に努めています。

●今後の方向性

「荒廃農地利活用促進交付金」の積極活用や農地の流動化促進等を引き続き強化・推進するとともに、担い手育成や援農強化等の取り組みを総合的に展開することで、遊休荒廃地の拡大防止に努めていきます。

また、農道、水路の保全については、現状の地域の共同作業による維持管理の実施を推進しつつ、各地区の要望による大規模改修が必要なものは、今後も緊急性などを見極めながら実施してまいります。

2 商工業の活性化

町の発注する公共事業に当たっては、小規模事業者登録制度の周知を図り、可能な限り地元業者が受注の機会を得られる施策を引き続き講ずること。

回答【企画課】

●現状と課題

小規模事業者登録制度は、町の発注する小規模工事等について、町内事業者の受注機会を拡大するための制度であることから、ホームページや広報紙等で制度の周知を図っている他、既登録者には更新期に通知するなど、登録漏れのないよう丁寧な対応に努めています。

また、制度の目的に沿って、小規模発注案件は受注可能な登録事業者を中心に発注するよう努めています。

なお、令和6年1月現在の登録者数は、54事業者（工事31、役務3、物品29）となっています。

●今後の方向性

制度開設から十数年が経過しており、町内事業者の認知度は広がっていると思われませんが、今後も定期的・継続的に制度の周知を図っていきます。

また、制度は知っていても、登録手続等の煩わしさ等から登録しない事業者も一定数存在する可能性もあることから、今後は制度周知の徹底と併せて、登録手続等の簡素化についても進めていきたいと考えています。

3 観光の振興

(1) 都市住民との交流事業を多様な角度から検討し、農家民泊受け入れ事業をバックアップするなど、実効性のある施策を推進すること。

【回答】（企画課）

●現状と課題

令和5年度は、昨年度に引き続きワーケーションのより具体的な手法やニーズの研究、実証実験を実施しました。今後民間での運営を可能にするため、収益を出すメニューの確立、地域との連携や集客方法の開発が必要です。

●今後の方向性

都市部では、地方での活動を通して地域貢献をしたいという方々が増えています。町の基幹産業である農業が直面している人手不足を支援する形で、都市部企業の社員が副業として農作

業を行う事業の構築を、引き続き研究していきます。

また、都市部企業の社員が地域住民との交流を通して飯綱町のファンになり、地域課題の解決を共に考えるような関係人口創出事業についても支援していきます。

この他、いいつなコネクトを拠点に、都市住民との多様な交流事業を展開するとともに、農家民泊と他分野のプログラム等を組み合わせた、新たなツーリズムコンテンツ等を民間企業と共同開発するなど、実効性の高い施策を推進します。

令和6年度において、交流人口による人手不足の緩和に資するため、ワーケーションの実証実験を引き続き実施します。

【回答】（産業観光課）

●現状・課題

都市と農村の交流事業は、飯綱町のファンや関係人口を創出していく上で非常に重要な取り組みです。現在、農家民泊を通じた体験交流等のニーズが高まっていますが、ニーズに十分に対応しきれない面もあることから多様な都市交流事業を展開していく上では、農家民泊等の受入農家の確保と体制づくりが課題となっています。

●今後の方向性

都市住民との交流事業は、産業観光分野のみならず、全分野横断的に取り組むことで一層の効果が期待されることから、引き続き多様な分野・領域の事業と組み合わせた都市交流事業を進めます。また、新たに合宿等誘致事業費補助金が創設されたことから、民宿での活用を進め誘客につなげていきます。

なお、恒常的に実効性のある都市交流事業を展開していくために、二拠点居住や農業体験とワーケーションを組み合わせた「農ケーション」等の仕組づくりを積極的に促進するとともに、食・加工・自然体験等のプログラムを組み合わせたツーリズム事業との連携などにより、付加価値化や訴求力を高めた都市交流事業を展開していく計画です。

(2) 信越高原連絡協議会に、しなの鉄道などの民間事業者を加えた新たな広域観光組織（「北しなの線沿線振興協議会（仮称）」）を設立し、長野市、妙高市、飯山市、信濃町、飯綱町の5市町の官民が協働で、北しなの線を利用した広域観光事業を実施すること。

【回答】（産業観光課）

●現状・課題

信越高原連絡協議会においては、行政だけでなく各市町の観光協会が加わり、官民で広域観光を進めています。

また、官民で構成する「しなの鉄道沿線観光協議会」に加入し、しなの鉄道沿線の観光振興に努めております。

●今後の方向性

信越高原連絡協議会を構成する4市町の観光振興にとって「北しなの線」は非常に重要であることから、しなの鉄道沿線観光協議会と連携した観光振興事業の取組みを研究していきます。

なお、構成市町村等との連携をより一層深め協力し情報発信することでエリア内での誘客、

周遊、滞在を促進していきます。

(3) 観光サポーター制度の充実、拡大を図り、民間の力を積極的に活用し、町として特徴のあるPRを行うこと。

【回答】(産業観光課)

●現状と課題

観光サポーターは現在 11 名の方に委嘱しており、飯綱町の魅力、観光情報、農産物情報等を発信していただいています。サポーターは最近増加の傾向にあり、今後の展開に向けた研究が必要です。

また、新たなサポーターの委嘱はしていないものの、りんご学校を経験した生徒らが自ら首都圏などにおいて飯綱町のPRに協力いただいています。

●今後の方向性

観光サポーターのみならず、りんご学校の受講生など都市部で町を応援、宣伝してくれる「関係人口」の増加を今後も目指してまいります。

併せて、新たな町のファンを獲得するためのSNSを用いた情報発信も引き続き研究していきます。

第4 健やかで心のかよう生きがいつくり

1 心と体の健康づくり

(1) 特定健診受診率、特定保健指導実施率が町の目標値に達することができるよう努力し、生活習慣病予防と健康長寿の町づくりを進めること。

【回答】(保健福祉課)

●現状・課題

令和4年度特定健診受診率は45.8%、特定保健指導実施率は57.0%でした。町の目標値には達していませんが、健診受診率は前年度より2.8%上昇し、コロナ前の状況にもどりつつあります。未受診者対策として通知、広報、訪問による周知や勧奨を行うほか、対象者及び医療機関に検査結果提供のお願いをしてきました。

特定保健指導は個別面談の方法で実施していますが、多忙であることや生活習慣を変えるつもりはない、といった理由から介入を受け入れてもらえない場合もあります。

●今後の方向性

今後は令和5年度策定の第3期特定健診・特定保健指導実施計画に基づき、特定健診保健指導を実施します。生活習慣病の発症及び重症化を予防するため、より多くの方に受けていただけるよう、内容や方法を検討しながら未受診者対策や特定保健指導を継続していきます。

(2) 「健康づくり宣言」を尊重し、健康体操の普及推進など、住民自らが健康づくりに励むことができるよう更に啓発をすること。

【回答】(保健福祉課)

●現状・課題

赤ちゃんから高齢者を対象に、各種健(検)診、健康教室、相談事業を実施しています。そのような機会に食事や身体活動の状況をお聞きし、必要な情報をお伝えしています。

飯綱町健康体操につきましては、平成18年に体操リーダー会を発足し、町民運動会等のイベントなどで実践するほか、平成28年にはDVDを作成し保健補導員の協力のもと各地区で実践してきました。しかしながら、近年は生活様式や価値観の多様化に伴い、個人に合った運動をすることが主となり、健康体操を普及する必要性の低下を感じています。今後は身体活動の意義や効果の周知を継続していくほか、他部署等で実施する運動機会や運動方法を案内していきます。

●今後の方向性

今後は飯綱町健康づくり計画「健康いづな21(第3次)」を策定し、計画に基づき、検診や健康教室、健康相談等を実施していきます。また、令和5年度策定の飯綱町自殺対策計画「第2次いのち支えるネットワーク推進計画」及び重層的支援体制整備事業に基づき、心の健康づくりを推進していきます。

(3) 幸福度向上のため、ウェルビーイング(精神、身体、社会的に満たされた状態)を目指して、各施策に反映させること。

【回答】(企画課)

●現状と課題

ウェルビーイングへの関心の高まりとともに、その重要性について官民各分野で言及されています。

町でもウェルビーイングの視点から各施策を展開していくことは、持続可能なまちづくりを進めていく上でも重要なポイントであると認識しており、町民の幸福度や豊かさの向上を意識した行政運営に努めています。

●今後の方向性

ウェルビーイングの概念は、健康、教育、経済など多岐にわたる分野に影響を与え、それぞれの分野での改善が全体の幸福度の向上に寄与すると言われていています。幸福度や満足度は、個々の価値観や考え方によって異なることから、ウェルビーイングを実現し幸福度を向上させていく鍵は、個々の多様性を受け入れ、それを尊重する社会を実現することだと考えられます。

こうした観点に立ち、町としては、引き続きウェルビーイングの視点を積極的に施策に反映させながら、町民一人ひとりがより豊かで幸せに満ちた生活を送ることができる町の実現を目指していきます。

【回答】（保健福祉課）

●現状・課題

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとしています。“住民の福祉”の増進を図ることが、地方自治体が行う業務の基本的な目的であり、“福祉”という言葉は、広辞苑において「①幸福・公的扶助やサービスによる生活の安定、充足。②消極的には生命の危急からの救い、積極的には生命の繁栄とされています。福祉の持つ意味は幸福であり、幸福と福祉とは、同じものを目指しているのではないかと思います。については、福祉とは、人の幸福、公的扶助やサービスによる生活の安定や充足であり、地方自治法に記載された“住民の福祉”を、現代における住民のウェルビーイングであると捉え、“住民の福祉”の増進を図ることを基本とする施策を推進しています。

●今後の方向性

住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるように、福祉施策の優先度を判断し進めてまいります。

2 医療拠点の整備

地域医療を支える飯綱病院においては、医師、看護師、薬剤師を確保し、更なる医療体制の構築に努めること。

【回答】（飯綱病院）

●現状の課題

医療従事者の確保は困難を極めている状況です。幸い現在の診療に対する医師の定数は確保できておりますが、院長後継者の育成、医師の高齢化、医師の働き方改革への対応が求められております。また、夜勤ができる看護師の確保、派遣薬剤師から常勤薬剤師の採用が求められ

ております。職員確保と利用者確保に努め医療体制を構築してまいります。

●今後の方向性

現在策定中の公立病院経営強化プランにおいて、今いる職員の労働環境を整備し今いる職員で病院機能を高める工夫を行い、財源、人材確保に努め持続可能な地域医療の提供に努めてまいります。

3 高齢者・障がい者福祉の充実

(1) 認知症高齢者対策の一つとして、地域での見守り体制を充実させること。

【回答】(保健福祉課)

●現状と課題

認知症の早期発見、早期対応のための認知症初期集中支援チームを設置しています。

より詳しく相談を受けたい方向けには認知症専門相談会も開催しており、相談口の範囲を広げています。認知症相談へのアクセスと知識普及のため認知症ガイドを作成しています。

認知行動の気にかかるケースなど隔月で開催し、フォロー等支援に繋げています。認知症行方不明者が出た際の情報発信の仕組みである「ささえ愛ネットワーク」を、「飯綱町メール配信サービス・防犯情報」に統合し、認知症行方不明者の情報をより多くの方に知ってもらい、早期発見につなげる体制としています。また、社協が主催のオレンジカフェでは、オレンジパートナーが中心になって、月1回開催され好評を得ており、認知症の方やその家族、地域の方々との交流により社会参加の場ともなっています。

また、地域の連携による支援体制として認知症SOSネットワークを引き続き整備し、認知症の方や家族が安心して暮らせるよう同ネットワーク登録者に対しては、認知症高齢者等個人賠償責任保険事業も付帯して体制整備を行っています。

「認知症サポーターのいるお店事業」(認知症を正しく理解し、認知症の人及びその家族に対し温かく支援する意識を持った店舗、事業所、施設等を認知症サポーターのいる店として登録し、町が公表することにより、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを推進することを目的としている)では、令和5年度、新たに1事業所を登録し、現在16事業所の登録があります。

令和5年2月にはチームオレンジを発足しました。チームオレンジでは、認知症の本人や家族の声を集約する場所としてオレンジカフェでの活動を進めつつ、令和5年度からは認知症の本人一人一人の支援ニーズを基に個別の活動を開始するなど、本人を中心とした地域づくりを進めています。

●今後の方向性

防災防犯メールサービス会員の登録推進と、認知症初期集中支援チームの役割については、住民や関係者に周知するための取組みや、分館を対象とした学習機会の提供を図り、認知症に対する理解を深める取組みを行います。認知症の方やご家族、地域の方や専門家が気楽に集い、お茶を飲みながら語り、交流を楽しんだり、くつろいだりする場所であるオレンジカフェの充実を進めたい。

総合事業の通所型サービスBにおいても認知症に関する知識の普及を進め、地域で支え合い

や見守りが行えるようサポートもします。

認知症サポーターのいるお店事業も開始したので、認知症に関する知識を持ったサポーターの養成を、引き続き推進してまいります。

認知症サポーター養成については、開催場所や時間、受講者数などの制限を設けず、引き続き各地区や団体、事業所等、幅広く住民の皆さんへ受講を呼び掛けていくとともに、前回受講から何年も経過している地区等も多く、各種制度や医療など認知症を取り巻く環境の変化も多いため、再受講も呼び掛けていきます。

(2) 生涯活躍のまちづくり推進事業モデル地区の実績評価を踏まえて、生涯にわたって活躍できる地域づくりを全町に広げていくこと。

【回答】（保健福祉課）

●現状・課題

町内に住むあらゆる世代が生涯にわたって、いきいきと暮らすことができる社会をつくるため、社会参加への仕組みづくりや健康寿命延伸を目標に、「健康づくり」や「生きがいつくり」を推進し、「健康づくり」では、いきいき教室で定期的にデータを送信することで、自己の健康管理を確認し、食生活の改善及び運動の継続を実施することができた。また、パワリハの普及では、「多世代交流施設」を拠点に、コネクト EAST・WEST に整備し定員より多く開始され、健康維持の推進が図られた。

また、「生きがいつくり」では、生活支援コーディネーターによるいきいきサロンや通いの場等の普及に努め年々増加傾向にあります。

●今後の方向性

地域住民が主体となった健康づくりへの取組では、パワリハの普及・運営支援を行い、運動と食をテーマにしたプログラム「いきいき健康教室」を継続し、町民の更なる健康寿命延伸を図ります。

生きがいつくりの推進では、仕事、学び、遊び、社会活動など高齢になっても活躍できる場の提供を生み出して行きますが、住民の社会活動を阻害している原因等アンケート調査も実施し、社会活動に対する住民の意欲を引き出します。

また、個人の持つスキルをいかに生かしていくかが課題であり、社会活動とマッチングする仕組みを引続き構築を目指します。

(3) 障がい者の自立支援法を遵守するため、福祉と労働の双方を横断的に関われる人材の体制を充足し、雇用の場を確保すること。

【回答】（保健福祉課）

●現状・課題

障がい者の就労支援は雇用施策と福祉施策の連携が必要不可欠ではありますが、一体的推進の展開が審議される体制整備がなされていないのが現状です。福祉係としては福祉施策のもと就労移行支援等の就労系サービスの利用を促進し、一般就労に向けた支援を実施しています。また、現在、一般就労をしている障がい者に対しても、就労定着支援サービスの利用を促進し、

安定した雇用のための支援を行っています。

しかし、町内には、福祉と労働の双方を横断的に関わられる人材・体制が充足しておらず、就労するための準備の場が少ない現状であります。

●今後の方向性

障がい者の雇用について、理解と関心を高めるために事業所・NPO 法人と協働で町民・事業者研修会、地区講演会を開催し、障がい者雇用について啓発を行い就労の拡大を図るとともに、福祉現場の人材不足を障がい者雇用で補う福福連携の検討やまいさぼ信州長野との連携を図ります。令和3年度から産業観光課農政係と準備を進めてきた農福連携については今年度から飯綱町人材センター主体とした事業の充実に努めていきます。また、令和2年度より、多世代交流施設（メーラプラザ）内に設置した地域活動支援センターにおいて、今後も障がい者、ひきこもり者等の就労準備を含めて自立支援策を拡充して行きます。

(4) 健康で意欲を持ちながら生涯を送ることのできる「生涯現役」を目指すため、「高齢者」との呼称を廃止し、「マスターズ世代（「極めた人」を指す言葉）」とすること。

【回答】（保健福祉課）

●現状・課題

平均寿命や健康寿命の延伸により現在の65歳以上の方を「高齢者」と呼ぶことについては、様々な意見や抵抗があるのも事実です。

行政事務上では用語を変えることはできません。「高齢者」の呼称については国の動向に注視しています。

●今後の方向性

一町での定義では意識改革にはならないと考えていますので、国における更なる検討に期待をしています。

(5) 隣近所や地域の力を活用するインフォーマルなサービスの提供ができるよう、飯綱町地域サポーター、生活支援コーディネーターの育成を図り、より活躍できるよう支援すること。

【回答】（保健福祉課）

●現状・課題

飯綱町地域サポーター（つながり隊ボランティア協力員）つながり隊の活動については、「つながり隊のプロモーションDVD」を制作して、活動内容を明確化したことから、徐々に各地区での活動が進んできています。

生活支援コーディネーターは、地域包括支援センターと連携して町内の高齢者の日常生活支援体制の充実等の取り組みを、町が介護予防・日常生活支援総合支援事業を開始以来配置（平成28年～）活動してきました。これまで通いの場の創設など多岐にわたる事業を創設したり、生活支援の担い手のサービスとニーズのマッチングをしたり、地道に活動してきた成果が、これまでの飯綱町の介護給付費が急増することを一定程度抑制してきた成果でもありと考えております。

●今後の方向性

町社会福祉協議会と連携して、生活支援コーディネーター活動により、地域の中でお互いに支え合う仕組みづくりの構築（住民主体型福祉）に引き続き取り組んでいます。また、通所型サービスB（住民主体による支援活動）の拡充を図り、地域の活性化に繋げていきます。

新型コロナ後の通いの場の再参加を促す取り組みについても考えていきます。

国県等が主催する、生活支援コーディネーター向けの各研修にも参加いただくよう、町からも働きかけ資質の向上に努め、地域福祉の増進につなげてまいります。

なお、プロモーションDVDを活用して、活動を視覚化するため地区学習会やボランティア協力員研修会を開催すると共に、第4期地域福祉計画・第3期地域福祉活動計画（令和3～7年度）により一層の周知を図り、活動を展開します。

(6) 介護保険事業では、介護予防に一層努め「元気で長生き」を進めること。

【回答】（保健福祉課）

●現状と課題

介護に対する意識が在宅介護から、施設志向に変化していることもあり、介護保険給付費にも大きく影響しています。これまで、団塊の世代が75歳以上になる2025年と、65歳の方が75歳を迎える2040年を見据え、地域包括ケアシステムを構築するなかで介護予防事業を一層推進する考えです。

KDB データと通いの場における体力測定等の実績データの分析に着手しております。この結果をふまえ通いの場への新規参加や目標など想定行動計画や今後の普及拡大の計画づくりする展開を考えています。

●今後の方向性

総合事業を活用した介護予防支援を引き続き推進していきます。町で進めている通いの場の介護予防事業について、医療費や介護費抑制効果のデータ分析を行い、定量的に効果の検証をして評価を行います。

総合事業における通所型サービスBの活動で、地域の人を誘い合い、従事者間で参加者の状況を共有し、地域で支え合い生活していけるようサポートもしていきます。

生活支援コーディネーターによるニーズの取り込みや更なるサービスの創出にも努めます。ほかに、既存事業におけるデータの分析活用を行い、後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業でより効果的な介護予防・健康づくりの取組を行い、健康寿命の延伸を目指す考えです。なお、来年度は一人暮らし高齢者のフレイル予防のため新たな取り組みを進める予定です。

5 郷土に誇りを持ち、豊かな感性で未来を担う人づくり

1 「町歌」などの制定

これまでに町章が制定され、町民にとって、愛する郷土のシンボルとなっている。加えて、郷土愛をさらに育むため、町歌を制定すること。

【回答】（企画課）

●現状と課題

現在のところ町歌の制定に向けた取り組みは行っていません。

●今後の方向性

町歌の存在は、町民の一体感の醸成や地域への愛着心を高めるという意味で、一定の意義があるものと考えますが、その一方で、実際に町歌等を活用する場面は、それ程多く想定されるものではない上、多様化を尊重する時代にあって、町歌等の有効性は限定的と考えられます。

したがって、町歌等の活用機会、存在の有用性、費用対効果などを、総合的に勘案するとともに、今後、町歌の制定に対する機運が高まってきた時点で、町民の皆さんの意見等も聞きながら検討していきます。

2 子どもたちが主人公の教育環境づくり

(1) 子ども基本法に基づき、町全体で子どもの育ちを支え合い、子どもたちが健やかに成長するための条例を制定し、子どもに対する町の基本姿勢を示した上で、子育てサービスの充実と拡大を図ること。

【回答】（教育委員会）

●現状・課題

こども基本法は、すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、令和5年4月1日に施行されました。こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、制定されたものです。

町でも、こども基本法の内容にそって、こどもや若者に関する取組を行っていくものであり、教育大綱や子ども・子育て支援事業計画等でも、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こども施策を進めていかなければなりません。

●今後の方向性

こども基本法により、我々地方公共団体に対しては、基本理念にのっとり、こども施策を策定・実施する責務が課されています。条例制定については、町、保護者、地域住民、事業者をはじめ、子ども達が育ち学ぶ諸施設の関係者など、多くの関係者の機運の醸成が図られた時が条例制定の時期と考えますが、条例制定に関わらず、こども達の生きる力を育む教育とすべての子ども達がたくさんの幸せを手にし、実りある人生を歩めるよう、子育て・子育て支援の充実を図ってまいります。

(2) 子どもたちが置かれている貧困の実態（ヤングケアラーを含む）を調査し、支障が認められる子どもたちを支援すること。

【回答】（教育委員会）

●現状・課題

小中学校では、児童生徒が生活の中で抱えている様々な問題の解決のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる支援を実施しており、家庭内の悩みや不安などにも相談支援等を行っています。また保育士による子育て家庭の相談や、子育て支援係でひとり親に対する相談支援などを行っています。

令和4年5月に長野県で行った「子どもと子育て家庭の生活実態調査」では、飯綱町の回答数はこども7件、保護者12件と少なかったものの、困窮家庭と分類されたものは子どもで1件、保護者で2件となっています。また、県で行った「ヤングケアラー実態調査」では、自分がヤングケアラーにあてはまると思うと答えた子が小中学校合わせて8名でした。

町では、経済的な援助が必要な家庭には、学校教育法第19条の規定に基づき就学援助の支援を行っています。

●今後の方針

従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込むことで、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくため、こども基本法に基づく「こども大綱」が令和5年12月22日に閣議決定されました。

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」とは、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会です。

町では、こども大綱に基づき作成する飯綱町こども計画の策定を目指し、検討を進めるとともに、町で配置するスクールソーシャルワーカーを今後も継続配置し、全てのこども・若者のウェルビーイングの向上を図っていきけるよう取り組んでまいります。

【回答】（保健福祉課）

●現状と課題

子どもの居場所づくり促進事業のこども食堂事業（てんぐカフェ）において、令和2年度から生活困窮の子供がいる世帯にお弁当を配達しています。

●今後の方向性

重層的支援体制整備事業の取組みの中で「気づく」ことが大切であり、心配されるお子さんには民生児童委員や行政、学校等関係機関との連携をもって対応します。

また、状況に応じて個別に、生活困窮者家庭等の子どもに対する学習・生活支援を行います。

(3) 加配保育士や加配教員による障がい児や発達障がい児への支援を継続すること。

【回答】（教育委員会）

●現状・課題

すべての児童生徒が自分らしく学ぶことができる学校づくりを進め、個々の障がいの特性や発達段階に応じ、学習支援員や介助員を配置し、一人の子どもも取り残されない学びの環境を整えています。

保育園においても加配保育士や看護師を配置し、早期から個々に応じたサポートを行っています。

●今後の方針

一人の子どもも取り残されない環境を整え、個別最適な学びの場を創出しするため、今後も適切な職員配置に努めてまいります。

令和6年度当初予算案に、3保育園に加配保育士、看護師を、小中学校に講師・学習支援員・介助員の町費職員の予算を計上しています。

(4) 有機食材を含む地元食材の学校給食への活用を更に促進させること。

【回答】（教育委員会）

●現状・課題

学校給食は、食材を通じて町の自然や文化、産業等の理解を深めることが大切であることから、飯綱町産食材を活用し、特に米・味噌については100%町内産を使用しています。その他の食材についても、町内農産物直売所・JA・農政担当・調理場で連携し、地元産食材の納入に対し連携を深めています。

また、令和4年度には、地元有機野菜を一部給食に取り入れ供給しましたが、有機野菜を安定的に供給いただける生産者がいないことが課題となっています。

●今後の方向性

引き続き地元産食材の活用は、地元生産者や事業者と連携する中で積極的に取り入れてまいります。また、各食材の年間使用量等の情報提供を行うとともに、納品受入時間の見直しなど、生産者が計画的に生産・納入しやすい体制を整えてまいります。

なお、有機食材については、今後も産業観光課農政担当と協力し、活用拡大に努めてまいります。

3 生涯学習の拠点づくり

公民館活動や育成会活動においては、子ども、保護者及び若者の参加拡大を図ること。

【回答】（教育委員会）

●現状・課題

平成30年12月21日付の中央教育審議会の「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」の答申では、社会教育は、個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割があるとし、公民館に求められる役割として、地域の学習拠点としての役割、地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進する役割、地域の防災拠点となることへの期待が示されています。

公民館活動もコロナ禍により事業の中止や縮小などが続いていましたが、徐々に活動が再開しています。

また、同様に地区育成会や各種団体から成る青少年育成町民会議の事業などや地区育成会の地域での活動も戻りつつあります。

●今後の方向性

人口減少や少子化に加え、コロナ禍により本館事業、分館活動、育成会活動が停滞していましたが、徐々に活動が再開しています。

本年度も5年ぶりに町民運動会を実施したところ、大変好評でありました。今後も、このコロナ禍の経験を生かし、これまでの固定概念にとらわれない時代に対応した事業展開を図り、子ども、保護者、若者を中心に参画できる地域コミュニティの場を提供してまいります。

4 生涯スポーツの拠点づくり

(1) 住民ニーズの多様化に対応するため、住民主体のスポーツ振興組織や協力体制を構築し、リーダー育成に注力しながら、誰もが気軽に参加できる環境づくりときっかけづくりに努めること。

【回答】(教育委員会)

●現状・課題

町内のスポーツ活動組織のスポーツ協会、いっぴなスポーツクラブ、スポーツ少年団などとスポーツ推進員が中心となり、連携を図りながら住民へのスポーツの普及や健康増進活動に努めています。

各種スポーツ、健康増進のための教室を、夏季、冬季それぞれ各種公共施設を利用して開催しています。

●今後の方向性

今後も引き続き、スポーツ協会等各種団体と連携しながら、スポーツに誰もが気軽に参加できる環境づくりを進め、その中からリーダーとなる指導者等の人材発掘・育成を図ってまいります。

また、中学校部活動の地域クラブ活動への移行が進んでいます。移行に合わせ、地域クラブとの連携を深める中で、指導者の育成や各種スポーツ団体を通じスポーツの振興を図ってまいります。

(2) 地域資源である各種スポーツ施設等の有効活用及び競技団体や近隣市町村等の連携により、町内からトップアスリートを輩出できる環境を整えること。

【回答】(教育委員会)

●現状・課題

町内からトップアスリートが育つことは、町の発展・活力にもつながる事と考えます。

しかし、町(教育委員会)が社会体育・生涯学習として進める事業は、町民がスポーツを通じて心身の健康増進を図ることを目的として開催する各種教室や大会などです。

一方、本格的にスポーツを競技として楽しむ個人や団体は、スポーツ協会やスポーツクラブ・スポーツ少年団・サークルなどに所属して活動されています。町(教育委員会)では、それらの団体に支援を行っており、スポーツに親しむ町民の裾野をあらゆる方面から支援しています。

●今後の方向性

行政が主導してトップアスリートを輩出する施策を展開していく考えは今のところありません。これからも、教育委員会ではスポーツを通じた健康増進のための各種教室・大会を開催し、

あわせてスポーツに親しむ団体等への支援を継続してまいります。また、その活動の拠点となる各種公共施設等の維持管理を行い、スポーツに親しむ町民が安全で安心して活動ができるように努めてまいります。

その中で、トップアスリートが育ち、また、トップアスリートを育成する団体が輩出できれば、可能な範囲で支援していきたいと考えています。

なお、令和6年度当初予算案に、三水 B&G 海洋センターの修繕工事費やスポーツ関係団体等への補助金を計上しています。

5 芸術・文化の拠点づくり

歴史ふれあい館、アップルミュージアムは、地域住民との連携による企画など、地域に根差した事業展開を継続すること。

(歴史ふれあい館)

【回答】(教育委員会)

●現状と課題

歴史ふれあい館は、町の歴史文化に関する資料を収集・保管及び展示して、町民の生涯にわたる学習の場として位置づけられています。併せてこれらの資料に関する調査研究を行うための事務を行っています。また、施設に設置されている望遠鏡を活用し、星空観望会等自然についての学習の場としても活用されています。

毎年行っている企画・展示事業では、地域と連携した企画や近隣町村及び産業交流都市などと連携した特別展の開催を地域ボランティアの協力のもと実施しています。また、協議会を設置し、町民の代表の皆さんに館の運営について、一緒に考えていただいています。

●今後の方向性

町の文化資源の価値向上を図るため、文化財の調査・研究をより一層進め、住民協働の企画作りに工夫を凝らし、伝統文化発の地域創生拠点となるよう努めます。

なお、令和6年度当初予算案に、リニューアルに向けた設計展示業務の委託料 30,000 千円を計上しています。

(アップルミュージアム)

【回答】(産業観光課)

●現状と課題

アップルミュージアムは、りんごについての情報を発信、収集、案内等、説明ができる場として位置づけられており、併せて希少種りんごの保持業務と活用について研究を行っています。また、毎年実施しています企画展等の実施に当たっては、アップルミュージアム企画委員からの意見等を頂きながら住民の集う場として各種企画展を実施しています。

●今後の方向性

町の主要産業であるりんご産業の中心的な施設となるため、りんご栽培者向けの企画の充実に努めます。また、町内外からの誘客につなげるための企画展の実施や Wi-Fi を整備することで利用者に憩いの場を提供し、SNS 等による情報発信を進めることで、「日本一のりんごの町」飯綱町を広く PR していきます。

第6 未来をめざしたまちづくり

1 時代に対応した行政経営

(1) 行政評価制度については、「事業の改善点の発見」という制度の究極の目的を当事者意識として持った上で、本来の町業務に必要な時間、人材を確保するため、目的に照らして不必要なものを極力省くなど、制度の効率的な運用を図ること。

行政報告書は、成果や課題などの分析が記載され充実してきたが、町重点政策を総合的視点で分析し更なる充実を図ること。

【回答】（企画課）

●現状と課題

行政評価制度は、町総合計画基本計画に記載された政策・施策を評価する政策評価と施策評価、また事務事業を評価する事務事業評価で構成されています。

政策・施策評価については、これまで基本計画策定時に（5年に1度）町民アンケート等により実施していましたが、総合計画と総合戦略を一体化したことに伴い、基本計画の進捗状況・成果等を評価するため、令和4年度の行政評価（令和5年度実施評価）から、毎年度実施することとしました。

また、毎年度実施する事務事業評価については、年度毎に評価対象及び評価方法等が異なるなど、評価にあたっての課題も多かったことに加え、評価事務の効率性・有効性が低かったことから、令和6年度から評価制度の効果的な運用を進めるため、制度の見直しを行う予定で現在検討を進めています。

●今後の方向性

今後も、評価事務の効率化を図りながら、効果的な制度運用を進めていくため、評価制度の見直しを実施していきます。

具体的には、行政報告書と事務事業評価の一体化を予定しており、これにより、令和5年度から実施している政策・施策評価と併せて、総合計画の進捗状況と総合計画に体系化されている各事務事業の成果・改善点等が可視化され、より実効性のある評価制度運用になるものと考えています。

(2) 今後、老朽化した施設は大きな財政的なリスクになり得る。公共施設等総合管理計画に基づき、財政負担の平準化を図ること。

【回答】（総務課）

●現状・課題

令和3年度末に改訂した公共施設総合管理計画では、現在の施設総量に対する今後の公共施設等の更新費用は、単純更新した場合で現状の1.9倍と試算しています。また、少子高齢化の進行や世代構成の変化に伴い、公共施設のニーズも変化が予想されます。

既存施設（建物）では、建築後40年以上経過しているものが全体の約40%を占めていることから、取り壊しを含めた施設の集約化・複合化などの方針等を定め適正な管理を行う必要があります。

●今後の方向性

公共施設の更新や統廃合・長寿命化などの具体的な方針等を定める個別施設計画について、本年度末に策定を終了する予定です。単年度の建替えコストの平準化を図るためには既存施設の適切な保全や長寿命化を推進するとともに、公共施設総合管理計画の見直しを行いながら計画的な施設整備をより一層推進してまいります。

(3) 人口減少、いわゆる縮小社会の進展は、集落の危機だけでなく、町民の安全・安心な生活そのものを脅かすことも危惧される。そこで、町は、新たなコミュニティ組織の創設について研究し、地域と行政の新たな協働体制を構築することで、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを目指すこと。

【回答】（総務課）

●現状・課題

高齢化や少子化の進行、生活スタイルの変化などにより、地域が本来持っている相互扶助の機能が低下してきている中、区・組等の住民組織の見直しについて、平成28年度に区代表者会議に投げかけた経緯があります。その際は、区代表者から今すぐに具体化することに否定的な意見が出されました。

●今後の方向性

人口減少に対応できるような地域の仕組みづくりを具体的に進めていく時期に来ています。役員のなり手不足等が深刻化している地区の実情などを踏まえ、まずは自治会の意見にしっかりと耳を傾けながら、役員負担の軽減策や地域と行政の新たな協働体制について、区代表者会議などにおいて議論を進めてまいります。

2 住民との“共動”

(1) 住民が地域を知り、課題を見出し、話し合いの上で、住民と町が“共動”で課題を解決し、集落の活性化を図ること。

回答【企画課】

●現状と課題

住民が地域を知り、課題を見つけながら、住民と町が「共動（総合計画における町の造語）」でその解決を図り、地域の活性化を図ることは重要であると考えています。

令和4年度から若者の人材育成及び若者による地域の活性化を目指す飯綱若者会議事業を実施し、若者たちが地域を見つめ、地域の活性化について、町に提案・実行できる場を設けました。

●今後の方向性

地域を良くすること、暮らしやすいまちにしていくこと、元気なまちにしていくことは、行政だけでできるものではなく、行政が住民や企業と連携して進めていく必要があります。住民がまちづくりの主役になるよう、住民のまちづくりの背中を押すような事業を進めていきます。

若者会議については令和6年度も引き続き実施し、継続性のあるより深い内容にしていきます。令和6年度当初予算案において、若者会議運営事業として1,767千円を計上しています。

また、若者だけでなく、幅広い世代が町を知り、まちづくりについて考える機会を設けた

め、令和5年度から、まちづくりの助言を受ける地域力創造アドバイザー事業を活用して（仮称）まちづくり会議事業を実施し、令和6年度も5,600千円を予算計上しています。

また、住民のまちづくり活動を資金面で応援するまちづくり活動支援事業については、令和6年度当初予算案で2,180千円と増額計上しています。

(2) 住民のための地域福祉の充実と、若者がふるさとに帰ってきたくなるような魅力あるまちづくりの推進を図ること。

【回答】（企画課・保健福祉課）

●現状と課題

地域福祉の充実については、第4期飯綱町地域福祉計画及び第3期飯綱町地域福祉活動計画に基づき、世代や分野を超えた「つながり」を重視し、「助け合い」を基本とする「地域共生社会」の実現に向けた、各種の施策を推進しています。

町民が自分の地域に関心を持ち、地域社会に何らかの形で参加することが地域福祉の一步です。高齢者や障がい者、子どもへの声掛け、身近な場で見守り活動をするなど、地域の支え合いやボランティア活動が根付いていくことが大事です。しかしながら、地域での付き合いなど、年々希薄になってきているのが現状です。

「若者がふるさとに帰ってきたくなるような魅力」とは、様々な要素があるでしょうが、町では「働く場がある環境」、「夢や想いが叶えられる環境」、「多様性が尊重される環境」等を重要なポイントと捉え、いづなフューチャースクール等の伴奏型創業支援や、いづな若者会議の設置など、若者の希望や考えをまちづくりに活かしていく仕組みづくりを進めることで、若者たちがいきいきと暮らせるまちづくりを推進しています。

●今後の方向性

地域の福祉課題の解決に向け、住民と共に取り組んでいく活動が「地域福祉」の理念です。地域福祉の充実を図っていくための最も重要な鍵は、地域福祉活動を支えていく人材の育成・確保だと考えますので、ボランティア等の養成・研修や相談・支援の体制づくりを強化するとともに、つながりから広がる安心の住民ネットワークづくりを進めます。併せて高齢者や障がい者、子どもへの声掛け、身近な場で見守り活動など、「あいさつ声かけ運動」や「つながり隊」等の活動を推進していきます。

また、若者にとって魅力あるまちづくりの推進については、引き続き創業支援や雇用の場の確保、いづな若者会議等を通じたまちづくりへの参画等の取組を強化していくとともに、緩いつながりや多様性が尊重され、夢や希望を叶えられる環境づくりを進めることで、若者たちが存分に活躍できる町を目指します。

(3) ボランティア活動参加者が固定化していることに対応し、どこでも、誰でも、気軽にボランティア活動に参加できるよう、コーディネートのできる人材を育成するとともに、人々のライフステージに沿ったボランティア活動の機会、気軽に参加できるプログラム等を提供するよう努めること。

【回答】（保健福祉課）

●現状・課題

多世代交流施設(メーラプラザ)のボランティアセンターを核に、ボランティアコーディネーターにより新たなボランティア人材や新規団体の加入及び育成に努めています。

また、社会福祉協議会と連携し、地域で生活する住民が地区福祉推進委員と一緒に各種団体や個人と協力し、ボランティア同士をつなげるコーディネートを行い地域福祉やボランティア活動を推進する「ボランティアアドバイザー」の養成が課題となります。

●今後の方向性

ボランティアアドバイザーにより、活動希望を持つ町民とボランティアセンター等の窓口につなげ、最も身近で利用しやすい活動支援体制ができ、コーディネーターとアドバイザーと結びつくことで、センターが様々な分野の新しい動きから刺激を受け活動する体制を構築します。

3 移住・定住促進

(1) 社会的な現象である少子化の中にあって、人口減少を加速させないためには、町への移住者を増やすことが大切であり、そのため、移住希望者の目線に立ってさらに効果的な施策を推し進めること。

【回答】(企画課)

●現状と課題

移住関連の各種経済的支援、移住相談会の開催、移住体験ツアーの開催、移住定住支援サイトの専用ホームページによる情報提供、移住者受入協力企業の掲載など、移住者獲得に向けて「結(つながり)・職(しごと)・住(すむ)」の様々な施策を実施しています。

また、令和5年の大手建設会社による「街の住みこちランキング2023<甲信越版>」では、“街の幸福度ランキング2023”で第4位。“住み続けたい街ランキング2023”で第2位と上位となりました。また、大手出版社から発刊される“田舎暮らしの本”の「第12回住みたい田舎ベストランキング」では、人口1万人以上2万人未満のまち(回答自治体111)の部で、飯綱町は21位(長野県内では5位)にランクインしました。

一方で、令和5年人口異動は、170人の人口減(126人の自然減、44人の社会減)と、令和4年数値(179人の人口減(143人の自然減、36人の社会減))と同様に社会減の増という厳しい結果となりました。

●今後の方向性

人口減少に関し、他の自治体と比較しながら更なる分析を進め、まずは人口維持に向け更なる社会増を目指します。

なお、令和6年度における移住関連の新規事業として、若者の定住確保や結婚支援を目的とする「若者UIJターン者奨学金返還支援補助金」と「結婚新生活支援事業補助金」制度を創設するとともに、移住体験や移住相談関連を更に充実させていく予定としています。

(2) 「将来的には飯綱町に住もう」と思ってもらうことも大切である。そのための関係人口を増やす施策をさらに推し進めること。

【回答】(企画課)

●現状と課題

関係人口の創出は、人口減少時代の重要テーマと位置付けており、これまで地方創生推進交付金事業を活用して取組を実施してきました。特に、小学校跡施設活用事業を中心に、関係人口づくりは着実に進んでいますが、更に関係人口を増やすためには、農業・観光・教育・子育て等の各分野連携による取組みが不可欠であり、地域の活性化を図りながら将来的な移住につなげていく多様な施策展開が重要と考えています。

●今後の方向性

人口というパイを奪い合うのではなく、都市と地方で人材を共有し、地方の地域課題に都市住民も関わってもらうような関係人口の創出が重要であると考えています。

これまで町は、ワーケーションを、地方で観光を楽しみながら仕事をするという位置づけで実証実験をしてまいりましたが、今後は、都市住民が町に短期滞在しテレワークをしながら、空いた時間で農業や地域活動の人手不足など地域の課題に関わっていただくような、より社会性の強いワーケーションの実施に向け研究していきます。

また、対象を個から企業へ拡大し、企業がワーケーションとして社員を町に送り込んでいただけるような仕掛けづくりを研究します。企業を対象としたワーケーションは、関係人口の創出、地域課題の解決だけでなく、将来的に町へのサテライトオフィスの誘致にも繋がると考えています。

(3) 移住者へのアフターフォローの充実により定住を促進すること。

【回答】(企画課)

●現状と課題

移住者のアフターフォローの充実は非常に重要であると認識しています。ZQ（ずく）の事業の一つとして、「移住者交流会」を開催しており、移住者のコミュニティづくりの場になっています。また、町では3人の移住サポーターを令和4年度から委嘱し、先輩移住者として移住者及び移住希望者の相談に乗っていただいています。

●今後の方向性

今後も、人口増推進室及び移住サポーターの官民が連携して移住者のフォローを行っていきます。

(4) 若者定住対策は、若者のニーズを把握した上で、生活基盤づくりの支援を進めること

【回答】(企画課)

●現状と課題

若者の移住定住を促進するには、若者の不安を軽減することが重要です。学校を卒業し社会人になりたての頃は、給与も低い場合があり、その上在学中に貸与されていた奨学金の返還を継続的に納付していかなければならない方もいると思われ、経済的に負担増になっているケースがあります。

また、若者の婚姻に関しても新生活をスタートする際、住まいを確保するうえで費用がかかりますので、結婚生活に対する不安が想定されるため、少しでも負担軽減となるような支援を

行う必要があります。

●今後の方向性

新規事業として町内に若者の定住確保を目的に、令和6年度では、「若者U I J ターン者奨学金返還支援補助金」として1人当たり最大200千円を補助。また、「結婚新生活支援事業補助金」に1組当たり最大1,000千円の補助を新規事業で実施するものです。

今後も、若者のニーズにあった支援や若者住宅の確保及び仕事を見つけやすい環境を整えていくとともに、移住者の仕事の一つとなる特定地域づくり事業協同組合制度の研究も進めていきます。

なお、町の転入のメインターゲットは、就学前の子どもがいる子育て世帯であることから、この世帯が本町に転入したくなるような、新たなインセンティブについても研究してまいります。

【回答】（教育委員会）

●現状と課題

若者定住対策の一つとして、女性が安心して子育てと仕事の両立ができる環境づくりを進めることが考えられます。

飯綱町ワークセンターでは、若者世代が安心して子育てと仕事を両立できる支援施策の推進に取り組んでいます。

また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援により、安心して子育てができる環境づくりに努めています。

●今後の方向性

「日本一女性が住みたくなる町」を目指し、子育て支援センター「みつどんのお家」を拠点とした事業を展開してまいります。在宅ワーク等を活用した多様な働き方の提案や、働く意欲のあるママさんと企業のマッチングイベント、子育てと仕事の両立に関するイベントを開催していくとともに、若者の移住・定住につながるよう、町の子育て支援策の町内外への情報発信に努めてまいります。

また、子育て世代のニーズを的確に把握するとともに、知らない地での子育ての不安などにも対応できるよう相談体制も充実させてまいります。

(5) 住もうプロジェクトを実効性のあるものにするため、更に空き家バンクを充実させ、都市住民との交流や定住促進を強化すること。

【回答】（企画課）

●現状と課題

人口増推進室を設置し、空き家活用、移住者増を目的に、実効性のある施策を本格的に進めています。空き家バンクについては、令和2年度から宅建協会と協定を結び、空き家情報の整備、情報の公開、売買という空き家流動化のスキームを整備しました。

このスキームにより、一般住宅、別荘などの空き家が、着実に動くようになりました。令和2年度以降、新しいスキームにより、令和5年1月末現在で空き家バンクについては、売買29件、

賃貸 10 件。空地バンクについては、売買 4 件の成約に至っています。

また、空き家活用を主業務とする地域おこし協力隊を令和 5 年 1 月から新たに任用しました。業務の中で、空き家と思われる物件についての現地調査や現状把握、空き物件活用意向調査等を行っており、一棟でも多くバンク登録ができ利活用に繋げられるように活動しています。

●今後の方向性

空き家のより一層の流動化のため、移住定住応援リフォーム補助金、移住定住促進中古住宅等購入費補助金、空き家家財道具等処分支援補助金の補助制度を継続するとともに、利用しやすい補助制度となるよう研究を重ねます。

今後は、地域おこし協力隊がより深く地域に入り込み、空き家の流動化を更に進め、空き家の解消による住環境の改善、移住・定住の促進を図ります。

令和 6 年度において、移住定住応援リフォーム補助金、移住定住促進中古住宅等購入費補助金、空き家家財道具等処分支援補助金を継続して取組むとともに、地域おこし協力隊を引き続き採用し、空き家対策に関連する事業を充実させられるよう取り組みます。

4 男女共同参画の社会づくり

(1) 男女共同参画の機運を醸成するため「男女共同参画づくり条例」を制定すること。

【回答】(教育委員会)

●現状・課題

現在のところ条例制定に向けての具体的な取り組みは行っていないが、「第 2 次飯綱町男女共同参画計画」(令和 3 年(2021)度～令和 12(2030)年度)に基づき、男女共同参画の推進を図っています。

●今後の方向性

条例制定に向けて、第 2 次飯綱町男女共同参画を主体的に推進いただく「男女共同参画推進委員会」で検討を行っています。今後も引き続き、各種団体から選出いただいている委員さんを中心に制定に向けての機運を高めてまいります。

(2) 町は行政の審議会、委員会等への女性登用率の目標を 30%としている。早期に目標を達成すること。また、男女共同参画の研修会などに、多くの町民が参加できるようにし、意識の醸成を図ること。

【回答】(教育委員会)

●現状・課題

計画期間を令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 カ年とする「第 2 次男女共同参画計画」を策定し、新たな推進を行っています。女性が活躍できる社会とするために、より実践活動を進めていますが、意識の醸成は難しいところもあります。しかし、これまで以上に女性の意見が反映できる機会として、地域はもとより行政及び各種委員会の女性の比率をさらに高めていくことを目標に進めています。

また、男女共同参画の研修会には、男女共同参画推進委員を中心に各種生涯学習関係委員会、婦人会等への参加を募って開催しています。

●今後の方向性

行政の審議会・委員会等への女性登用率は、第2次総合計画で掲げた30%以上を目指し多くの女性の意見が反映できるよう努めてまいります。

また、意識の醸成を図るための各種研修会の開催は、これまで通り男女共同参画推進委員会を中心に委員所属団体へ参加者を募り、意識の醸成が図られるよう努めてまいります。また、委員会では、講演会、研修会に加え、令和4年度から街頭啓発活動を積極的に行っていますので、継続して推進してまいります。

(3) 行政は率先し地域の模範となるよう、女性管理職の登用を積極的に進めること。

【回答】(総務課)

●現状・課題

現在、飯綱病院を除き女性の管理職は課長補佐1名、保育園長2名となっており、管理職の女性登用率は、14.3%になっています。

●今後の方向性

役場では、「男女区別なく評価し、昇進させる」という方針で人事を進めていますが、現状では、管理職が多い年齢層ではもともと女性職員が少ないため、結果的に女性管理職の割合が少ない状況にあります。

女性が働きやすい職場、長く活躍できる職場を整えることで、女性職員の離職者が減少し、結果的に女性管理職の増に繋がると考えております。すべての職員が働きやすい職場環境を整備していきます。